

令和3年(2021年)11月4日
午後2時～午後3時
於：高層棟4階 特別会議室
健康医療部 健康まちづくり室

令和3年度 第6回政策会議 地方独立行政法人市立吹田市民病院第3期中期目標の策定について

地方独立行政法人市立吹田市民病院の第2期中期目標(平成30年度(2018年度)～令和3年度(2021年度))が今年度末で終了することから、第3期中期目標(令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度))を策定しようとするものです。

1 概要

地方独立行政法人の業務運営については、地方独立行政法人法第25条第1項において、設立団体の長(市長)が、法人が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を定め、法人に示すものと規定されています。法人はこの目標に基づき、目標を達成するための計画(中期計画)を作成し、これに基づいて業務を遂行していくこととなります。

第2期中期目標期間が今年度末で終了することに伴い、更なる経営改善を図りつつ、中・長期的な医療需要を見据え、公立病院として果たすべき役割を示すことを目的に、第3期中期目標を策定しようとするものです。

地方独立行政法人法(抜粋)

第二十五条

設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

2 スケジュール

(1) 中期目標

時期	事項	概要
令和3年 8月20日～ 9月8日	評価委員会	第3期中期目標（案）の意見聴取 （書面開催）
9月10日～ 10月11日	パブリックコメント	9件（6通） ア 障がいがある方への医療提供及び配慮に関する意見・要望（8件） イ 病院までの交通手段に関する要望（1件） ※今回提出された意見を受けて、中期目標（案）を修正するものではありませんでした。
10月18日～ 10月25日	評価委員会	第3期中期目標（案）の意見聴取 （書面開催）
11月4日	政策会議	
11月定例会	第3期中期目標（案） を提案	

(2) 中期計画

時期	事項	概要
令和4年 1月	評価委員会 中期計画に係る評価 委員会からの意見書 提出	第3期中期計画（案）の意見聴取
2月定例会	第3期中期計画（案） を提案	

3 第3期中期目標（案）のポイント

(1) 本市の特殊性を踏まえた変化する医療需要への対応

数多くの病院が近接し、今後も人口増加が見込まれる本市の特殊性等を踏まえた上で、85歳以上人口が増加する令和17年（2035年）を見据え、医療・介護等の需要の質的变化に対応するため、切れ目のない医療サービス等の提供ができる体制を構築する必要がある。地域医療支援病院として、在宅医療への後方支援強化や地域の医療水準の向上に努めるとともに、地域包括ケアシステムの充実に向け関係機関との連携を強化すること。

(2) 新興感染症等への備え・対応

新興感染症等の感染拡大に備え、平時から関係機関との連携体制の確保を図り、万一それらが発生した場合には、市の求めに応じつつ、関係機関と連携・協力し、一般の医療体制への影響を最小限にしながら、地域での中心的な役割を果たすこと。

(3) 国立循環器病研究センターとの連携・北大阪健康医療都市（健都）への貢献

健都で進んでいるデータヘルスの取組等に対して、健都の一員として積極的に協力すること。

(4) 経営改善の推進

経営改善への意識を高く持ち、これまで取り組んできた施設基準の取得や人件費の抑制等の取組を継続し、外部の有識者の助言等を取り入れ、健全な病院運営に努めること。